

2021年5月19日

2020年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第30条に基づき、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第29条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

第30条 委員会は、原則として年1回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

2. なお、ASBJは国際的な意見発信について「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」（以下、「適正手続内規」という。）を定めており、当該内規に従って手続を行っている。当該手続への遵守状況は、適正手続規則における報告には含まれないが、本年度において重要なコメント・レターを提出しているため、あわせて報告を行う。

II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第5項から第13項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

4. 本年度においては基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づく ASBJ による審議により選定された新規のテーマ（適正手続規則第 22 条第 1 項）はなかった。
5. また、本年度においては、以下の新規テーマが市場関係者から提起されたことにより、ASBJ による審議に基づいて選定された（適正手続規則第 22 条第 3 項）。
 - 2018 年 3 月に公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」において、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨 ASBJ に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を ASBJ において判断することとしている。

ASBJ は、2020 年 8 月 17 日及び 10 月 16 日に電気事業連合会及び一般社団法人 日本ガス協会よりそれぞれ検針日基準の適用の可否に関する提起を受けたことから、審議の結果、新規テーマとして取り上げることにした。

論点整理の公表

6. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

7. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第 59 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（2020 年 6 月 3 日公表、2020 年 8 月 3 日コメント期限）
- (2) 実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等（2020 年 9 月 11 日公表、2020 年 11 月 11 日コメント期限）
- (3) 企業会計基準適用指針公開草案第 70 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（2020 年 12 月 25 日公表、2021 年 2 月 25 日コメント期限）
- (4) 企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（2021 年 1 月 18 日公表、2021 年 3 月 18 日コメント期限）

- (5) 実務対応報告公開草案第 61 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（2021 年 3 月 30 日公表、2021 年 6 月 11 日コメント期限）

【修正国際基準】

該当なし

8. 前項(1)及び(3)に関する適正手続の遵守状況については、適正手続規則第 29 条に基づき、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準として以下を選定しており、当該会計基準等の適正手続の遵守状況については個別に報告を行う。

【企業会計基準適用指針】

- 改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2020 年 12 月 25 日公開草案公表、2021 年 3 月 26 日公表、本日、個別に報告する（資料(2)-2 参照。））

【実務対応報告】

- 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2020 年 6 月 3 日公開草案公表、2020 年 9 月 29 日公表、第 18 回適正手続監督委員会（2021 年 1 月 19 日開催）において適正手続の遵守状況を報告し、財務会計基準機構のホームページで公開した。）
9. 第 8 項(2)、(4)及び(5)に記載した公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開（適正手続規則第 7 条第 1 項）	2020 年 9 月までの企業会計基準委員会及び専門委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ、傍聴を認めなかった。2020 年 10 月以後の企業会計基準委員会及び専門委員会はウェブ会議の傍聴を認めた。なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付（適正手続規	それぞれの公開草案に関する審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び関連する専門委員会の 1 営業日前から 4 営業日前の送付となった例があった。

適正手続規則	遵守状況
則第9条第1項)	
公開草案公表の議決の状況 委員の5分の3以上(適正手続規則第14条第1項)	いずれの公開草案も、委員の5分の3以上が出席し、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として2ヶ月(適正手続規則第19条第3項)	実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」については、3月決算企業の決算作業を考慮して約2ヶ月半とした。その他の公開草案は、公表期間を約2カ月とした。
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開(適正手続規則第19条第4項)	報告日時点でコメント期間中のものを除き、寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

企業会計基準等の公表

10. 本年度中に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2020年9月29日公表)
- (2) 実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等(2021年1月28日公表)
- (3) 改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(2021年3月26日公表)

【修正国際基準】

該当なし

11. 前項(1)及び(3)に関する適正手続の遵守状況については、第8項に記載のとおり個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
12. 第11項(2)に記載した企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況(公

開草案公表以後の状況に限る。) は、以下のとおりである。

適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開（適正手続規則第7条第1項）	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。
資料の事前送付 原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会の2営業日前から3営業日前の送付となった例があった。
再公開草案の要否に関する審議 （適正手続規則第19条第5項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の5分の3以上（適正手続規則第14条第1項）	委員の5分の3以上が出席し、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 （適正手続規則第14条第2項） [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 （適正手続規則第14条第3項）	企業会計基準について、賛成した委員の名前を記載した（反対した委員なし）。企業会計基準適用指針及び実務対応報告について、出席委員数及び賛成委員数を記載した。

公開草案に寄せられた意見と対応の公表 ホームページに公開（適正手続規則第 19 条第 4 項）	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。
--	------------------------------------

III. 国際的な意見発信についての適正手続内規への遵守状況

13. 本年度に ASBJ から国際会計基準審議会（IASB）又は IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）に提出したコメント・レターのうち、重要と認められるものは以下のとおりである。これらに関する適正手続内規への遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

- IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメント（2020 年 9 月 25 日）
- IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」に対するコメント（2020 年 12 月 28 日）

適正手続内規への遵守状況

14. 前項のコメント・レターに関する適正手続内規への遵守状況については、以下のとおりである。

項目	適正手続内規に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会におけるコメント・レターの文案の審議及び了承	第 3 条の 2 第 1 項 コメント・レターを提出するにあたっては、委員会においてコメント・レターの文案について審議を行い、了承を得る。	いずれも、委員会において、コメント・レターの文案等の審議が行われ、コメント・レター提出の了承を得ている。
関連する専門委員会におけるコメント・レターの文案の審議	第 3 条の 2 第 2 項 必要と認められる場合には、関連する専門委員会においても、コメント・レターの文案等について検討を行う。	IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」についてはディスクロージャー専門委員会において、IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」については ASAF 対応専門委員会において、それぞれコメ

項目	適正手続内規に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		ント・レターの文案等の審議が行われた。
市場関係者に対するアウトリーチ（意見聴取）の実施	第3条の2 第3項 デュー・プロセス文書が取り扱っている内容に応じて、必要と認められる場合には、関連する市場関係者に対してアウトリーチ（意見聴取）を行う。	IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」については、財務諸表利用者に対し、電話及びメールによるアウトリーチを実施した。 IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」については、提案内容を踏まえて、他のデュー・プロセス文書と比較して幅広いアウトリーチが必要と考え、財務諸表利用者8名、財務諸表作成者8社、監査人を対象として、Web 会議によるアウトリーチを実施した。 実施したアウトリーチの詳細については、別紙を参照のこと。

（参考）本年度中のコメント・レターの提出

15. 本年度中に ASBJ から IASB 又は IFRS-IC に提出したコメント・レターは、以下のとおりである。

- (1) IASB 公開草案「COVID-19 に関連した賃料減免－IFRS 第 16 号の修正案」に対するコメント（2020 年 5 月 8 日）
- (2) IASB 公開草案「金利指標改革－フェーズ 2（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号及び IFRS 第 16 号の修正案）」に対するコメント（2020 年 5 月 15 日）
- (3) IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメント（2020 年 9 月 25 日）
- (4) IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に対するコメント（2020 年 12 月 28 日）
- (5) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第 16 号『リース』－リース料が変動するセール・アンド・リースバック」に関するアジェンダ決定案に対する

るコメント（2020年5月13日）

- (6) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第10号『連結財務諸表』及び IFRS 第16号『リース』－単一企業における資産のセール・アンド・リースバック」に対するコメント（2020年11月20日）
- (7) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS 第1号『財務諸表の表示』）」に対するコメント（2021年2月15日）
- (8) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第38号『無形資産』）」に対するコメント（2021年2月15日）
- (9) IASB 公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS 第16号の修正案）に対するコメント（2021年3月29日）
- (10) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第2号『棚卸資産』）」に対するコメント（2021年4月13日）
- (11) IASB 情報要請「IFRS 第10号『連結財務諸表』、IFRS 第11号『共同支配の取決め』、IFRS 第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」に対するコメント（2021年5月10日）

以 上

別紙

IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」及び IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に対するコメント・レターの作成にあたり、実施したアウトリーチ内容は次のとおりである。

1. IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメントに関するアウトリーチ（意見聴取）の状況

開催日	対象	内容
2020年7月7日	財務諸表利用者(注)	主として金融機関の作成するキャッシュ・フロー計算書の財務諸表分析における利用状況について質問し、銀行等の金融業にキャッシュ・フロー計算書の作成を要求することに関する意見を聴取した。

(注) 財務諸表利用者については、2人の個人への電話による実施であり、この他に2人の個人に対しメールによる同内容のアウトリーチを実施している。

2. IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に対するコメントに関する市場関係者に対するアウトリーチ（意見聴取）の状況

開催日	対象	内容
2020年8月14日から25日	財務諸表利用者（バイサイドのアナリスト3名、セルサイドのアナリスト4名、クレジットのアナリスト1名） Web 会議形式で各人個別に実施した。	DP の質問のうち、第2章「取得に関する開示の改善」質問2及び質問5、第3章「のれんの減損と償却」質問7、第5章「無形資産」質問12を中心に意見聴取を実施した。
2020年9月4日から18日	財務諸表作成者（経団連企業会計部会企業のうち8社） Web 会議形式で各社個別に実施した。	DP の質問のうち、第2章「取得に関する開示の改善」質問2及び質問4、第3章「のれんの減損と償却」質問7、第4章「減損テストの簡素化」質問9、第5章「無形資産」質問12を中心に意見聴取を実施した。
2020年10月9日	監査人（日本公認会	DP の質問のうち、第2章「取得に関

開催日	対象	内容
	計士協会 会計制度 委員会 担当者) Web 会議形式で集合 的に実施した。	する開示の改善」質問 2、質問 4、質 問 5、第 3 章「のれんの減損と償却」 質問 7 を中心に意見聴取を実施した。

以 上